

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月21日

【発行者名】 アドバンス・レジデンス投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 高坂 健司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町三丁目26番地

【事務連絡者氏名】 ADインベストメント・マネジメント株式会社  
取締役管理本部長 赤松 和人

【電話番号】 03-3518-0480

【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 アドバンス・レジデンス投資法人

【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券  
発行価額の総額：その他の者に対する割当  
1,943,084,304円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月4日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成22年6月21日開催の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券(投資法人債券を除く。)

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (14) 手取金の使途

#### 第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

## (3)【発行数】

&lt;訂正前&gt;

(前略)

(注2) 本投資法人と割当先との関係等は以下の通りです。

割当先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		17,694口	
払込金額		1,979,551,638円(注1)	
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 横尾 敬介	
	資本金の額（平成22年3月31日現在）	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。	
	大株主（平成22年3月31日現在）	株式会社みずほコーポレート銀行（57.88%）	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数（平成22年3月1日現在）	263口(注2)
	取引関係	一般募集（後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。）の共同主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資証券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注1) 払込金額は、平成22年5月24日（月）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

(注2) 割当先が保有している本投資法人の投資口数は、旧アドバンス・レジデンス投資法人と日本レジデンシャル投資法人との新設合併の効力発生日の前日における旧アドバンス・レジデンス投資法人及び日本レジデンシャル投資法人それぞれの最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の状況に基づき、かかる新設合併に伴って割当交付された本投資法人の投資口の口数を勘案して、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているADインベストメント・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）が算出した結果に基づいて記載しており、実際の平成22年3月1日現在における本投資法人との資本関係に必ずしも一致していない可能性があります。

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

(注2) 本投資法人と割当先との関係等は以下の通りです。

割当先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		17,694口	
払込金額		1,943,084,304円	
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 横尾 敬介	
	資本金の額（平成22年3月31日現在）	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。	
	大株主（平成22年3月31日現在）	株式会社みずほコーポレート銀行（57.88%）	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数（平成22年3月1日現在）	263口(注)
	取引関係	一般募集（後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。）の共同主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資証券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 割当先が保有している本投資法人の投資口の数は、旧アドバンス・レジデンス投資法人と日本レジデンシャル投資法人との新設合併の効力発生日の前日における旧アドバンス・レジデンス投資法人及び日本レジデンシャル投資法人それぞれの最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の状況に基づき、かかる新設合併に伴って割当交付された本投資法人の投資口の口数を勘案して、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているADインベストメント・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）が算出した結果に基づいて記載しており、実際の平成22年3月1日現在における本投資法人との資本関係に必ずしも一致していない可能性があります。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号変更

## ( 4 ) 【発行価額の総額】

&lt; 訂正前 &gt;

1,979,551,638円

(注) 発行価額の総額は、平成22年5月24日（月）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

&lt; 訂正後 &gt;

1,943,084,304円

(注)の全部削除

## ( 5 ) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 平成22年6月21日（月）から平成22年6月23日（水）までのいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

1口当たり109,816円

(注)の全部削除

#### (14) 【手取金の使途】

< 訂正前 >

本件第三者割当による募集投資口発行の手取金（上限1,979,551,638円）については、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金26,850,480,000円と併せて、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 取得予定資産及び第1期売却資産の概要 (イ) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金、借入金の返済及び投資法人債の償還資金の一部に充当します。

(注) 上記の手取金は、平成22年5月24日（月）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

本件第三者割当による募集投資口発行の手取金（上限1,943,084,304円）については、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金26,355,840,000円と併せて、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 取得予定資産及び第1期売却資産の概要 (イ) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金、借入金の返済及び投資法人債の償還資金の一部に充当します。

(注)の全文削除

#### 第4 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

< 訂正前 >

本投資法人は、平成22年6月4日（金）開催の本投資法人の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口240,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主から17,694口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほ証券株式会社が上記本投資法人の投資主より借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

なお、本件第三者割当は、本投資法人よりみずほ証券株式会社に付与される選択権（以下「グリーンシューオプション」といいます。）であり、平成22年7月23日（金）がその

行使期限です。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成22年7月23日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資口は、その口数のすべてが借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、平成22年6月4日（金）開催の本投資法人の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口240,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資口17,694口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほ証券株式会社が上記本投資法人の投資主より借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

なお、本件第三者割当は、本投資法人よりみずほ証券株式会社に付与される選択権（以下「グリーンシューオプション」といいます。）であり、平成22年7月23日（金）がその行使期限です。

また、みずほ証券株式会社は、平成22年6月24日（木）から平成22年7月23日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資口は、その口数のすべてが借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）